

平成29年度 第3回 酒田市景観審議会 議事録

日 時：平成29年12月27日（水） 午後1時～午後3時30分

場 所：酒田市役所 3階 第三委員会室、第一・二委員会室

出席者：西村 修 委員、渋谷 秀子 委員、渡部 芳久 委員、伊藤 直子 委員、池田 香 委員、
佐藤 敏雄 委員、遠山 茂樹 委員、芝田 清子 委員、高橋 剛 委員、梅津 勘一 委員
以上10名

欠席者：佐藤 浩和 委員、佐藤 恒夫 委員、村上 成起 委員、上野 金重 委員 以上4名

事務局：企画振興部長、都市デザイン課

傍 聴：報道関係 3名

環境審議会：佐藤 顕 会長、安田 幸三 委員、佐藤 道子 委員、阿部 秀徳 委員、
大矢 貴幸 委員、金子 博 委員、大井 文 委員、佐藤真由美委員 以上8名

環境審議会事務局：市民部長、環境衛生課

1 開会

2 委嘱状交付

3 あいさつ 企画振興部長

4 会長、副会長の選出

事務局より、委員の紹介、本審議会が開催要件を満たしていることを報告。
会長に遠山委員、副会長に西村委員を選出。

5 諮問 企画振興部長より遠山会長へ諮問書を提出。

6 議事

(1) 審議会の進め方

事務局

今回の審議会は、山形県及び酒田市が提出した「庄内海浜県立自然公園内における風力発電施設の新築許可申請及び新築行為届出」について、山形県知事より酒田市長に意見照会がありましたので、市長意見をまとめるにあたり、委員の皆様からご意見を伺うため開催するものであります。

審議につきましては、より適正な審議を期すため、本日の審議会では、制度や諮問内容に関する説明を行い、次回1月15日に開催する景観審議会において、申請内容についてのご意見や所感を伺うこととしております。

なお、本日の議事につきましては、ご案内のとおり環境審議会との合同開催となっておりますので、進行を環境審議会の佐藤会長が議長を務めることで、ご了解いただきますようお願いいたします。

県企業局及び酒田市の申請について説明、質疑を行い、概ね3時30分の終了を予定しております。議事が終了しましたら、本審議会はそのま解散となります。それでは、午後1時30分より、隣の第一・第二委員会室で行いますので、お忘れ物がないよう、ご移動をお願いします。

(13:30 環境審議会及び景観審議会合同開催：第一・二委員会室)

事務局

本日は、酒田市環境審議会と酒田市景観審議会の合同での開催でございます

(環境審議会
事務局進行)

が、この後の進行については、環境審議会の佐藤会長が議長を務めるということで、景観審議会にもご了解をいただいております。佐藤会長、よろしく申し上げます。

議長

それでは、これより議事を進めます。はじめに、審議会の進め方について、事務局から説明願います。

事務局

はい、では、説明の前に、前回の6月に開催されました第2回の環境審議会において、委員より、「秋田県や青森県では、風力発電施設の建設が進んでいるが、どのように課題をクリアしてきたのか。土地や環境が違うため、単純に比較できないと思うが調べてほしい。能代の風車を視察に行ったことがあるが、反対の声はなかったと聞いている。」という意見がありました。この件に関し、事務局で調査を行いましたので、はじめにその結果をご報告申し上げます。

調査は、当市と自然条件等が類似している秋田県内において、過去5年間に複数の風力発電施設が建設された市町村(秋田市、男鹿市、潟上市、能代市、由利本荘市)の担当者に、電話で聞き取りを行いました。結果は、

- ・事業者が丁寧に環境アセスメントなどの説明をした(由利本荘市、潟上市)
- ・住宅等から距離が離れていること、説明会も丁寧に行われた(能代市)

とのことで、特別に反対はなかったということでした。以上、報告でございます。

それでは、続きまして審議会の進め方についてご説明申し上げます。本日の審議会は、これまで環境影響評価という形で環境審議会、景観審議会からも、ご意見を頂戴してまいりました本市沿岸部での風力発電施設建設に係るものでございます。県立自然公園条例及び申請内容については、この後、ご説明申し上げますが、私からは、当諮問に係る審議の進め方についてご説明申し上げます。

通例では、事前に送付された資料をご覧いただき、すぐに審議をお願いしていたところでございますが、より適正な審議を期すため、制度や諮問の内容について確認する機会を設けたものでございます。本日は、県立自然公園条例などの制度、申請内容についての確認のみを行い、意見交換等については、後日、改めまして各審議会で行うことといたします。

については、本日は、制度及び申請内容の確認に関する事のみを議事とし、その他の意見や所感等にかかる発言はお控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、審議の日程については、現在のところ、景観審議会については1月15日、環境審議会については1月17日を予定しております。委員の皆さまには、重ねてご足労いただくこととなり恐縮ですが、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

続いて、本日の進め方についてご説明申し上げます。まず、県立自然公園条例などの制度等につきまして事務局より説明申し上げます。これを踏まえて、はじめに県企業局の申請内容についての説明及び質疑を行います。説明及び質問への回答については、事務局よりお答えいたしますが、確認を要する事項については、申請者である山形県企業局から補足の説明をいただきます。この際、質問内容の整理のため休憩を挟む予定です。ご了承いただきますようお願い申し上げます。

県企業局の申請についての質疑が終了した後、酒田市についても同様に説明、質疑を行い、概ね3時30分の終了を予定しております。

議長

ただいま、事務局より説明があったとおり、本日は制度、申請内容についての確認のみを行い、意見交換等については、後日、改めまして行うこととします。

(2) 県立自然公園条例等について

議長

それでは、事務局より山形県自然公園条例等にかかる説明をお願いします。

事務局	(説明)
議長	ただいまの説明について、ご質問等がある方はご発言願います。 (質問等なし)

(3) 庄内海浜県立自然公園内における風力発電施設の新築許可申請及び新築行為届出に関する概要等について

①山形県企業局申請分

議長	次に、山形県企業局の申請について説明願います。
事務局	(説明)
議長	では、ご質問ございます方はご発言をお願いします。
委員	進行上の確認ですが、冒頭あるいは事前の案内に、今日は審議や意見交換は行わない、発言は差し控えよということを3度くらいおっしゃった訳ですが、質問していいというのは、どこまでの範囲の質問でしょうか。
議長	説明されたことに対する質問ということだと思います。
委員	申請書・届出書の中で、5ページに書かれていますように、総事業費が約38億円となっておりますが、売電単価22円(/kWh)となっております。そのところで、教えていただきたいのですが、撤去計画がある以上は、撤去費用はこれに入っているという理解でよろしいですか。この38億円という計算は、撤去の費用も見込んでいるのか、いないのかということをはっきりと明らかなにしてほしい。撤去費が入っていないのであれば、撤去費はどの程度見積もっておられるのか教えていただけますでしょうか。 それから、計画の経済性、コストの計算にも関わってくるのですが、この売電単価で運用期間はどの程度、何年見込んでいるのか。その中で、総事業費がペイできるかどうか、1個1個定義していただく資料がないと、途中で赤字になってしまうことがあり得るかもしれないので、そのようにならないようここでご質問したいのですが、運用期間の想定と、それは一方で耐用年数なのかもしれませんが、その数値等を教えていただきたい。
議長	事務局の方で、今ご回答できますでしょうか。
事務局	こちらの方で把握しておりますことは、運用期間ですけれども、平成33年～平成52年ということは聞いておりますけれども、その他につきましては、申し訳ございませんが、後ほど企業局の方からお答えさせていただきたいと思っております。
委員	単純な疑問ですが、総事業費に撤去費用が含まれているか、いないかも事務局の方でわからないという理解でよろしいですか。
事務局	申し訳ございません。
議長	その他質問ございませんでしょうか。
委員	今回、第3種特別地域と普通地域に分かれている許可と届出ということでお話しさせていただいたわけですが、前提としまして区域の平面図ですが、9ページの図面だけでは、東西南北がどちらなのかわからない。ですから次回までに、第3

種特別地域と普通地域の線引きされた区域図を示していただかないと、先ほど話を聞いただけでは、どのように区域に引っ掛かっているのかわかりませんので、その辺の資料を示していただきたいと思います。

事務局 それにつきましては、次回もしくはその前に資料として送らせていただきたいと思います。

議長 その他いかがでしょうか。
では、確認を要するものについては、事務局で整理した後、申請者より補足してもらおうことにしたいと思います。

事務局 ご質問の内容を確認させていただきたいと思います。一つ目は、撤去費用が総事業費に入っているかという点が一つ。それから撤去費用がいくらかということ。

委員 入っても、入っていなくとも、撤去費用としていくらなのかということですか。

事務局 それから、売電単価でペイできるかというご質問でございますか。

委員 耐用年数と総費用、総費用が確認できないと計算もできないでしょうけれども、計算してるといいますから、売電単価に見合う総事業費で収まるのかどうか、収まるという見込みをもって行っているのかどうか確認をしていただきたい。

事務局 委員からいただきましたのは、図面を提示させていただくようにいたしますので、よろしくお願いいたします。それでは、事務局の方で事業者の方に確認させていただきたいと思いますので、2時半に再開させていただきたいと思います。

議長 補足説明に整理が必要とのことですので、2時半まで休憩としたいと思いません。よろしくお願います。

(14:30 再開 県企業局入室)

議長 では、再開したいと思います。
先ほどの質問についての補足説明をお願いします。

事務局 県の企業局から補足説明をお願いいたします。

県企業局 まず初めに、総事業費の中に撤去費はみているのかというご質問だと思いますけれども、撤去費はみておまして、金額的には約2億円弱くらいです。20年間で採算がとれるのかということですが、こちらの試算では18年ほどで採算がとれるというところでございます。

議長 ありがとうございます。今のご回答でよろしかったでしょうか。

委員 まずは。

事務局 先ほど委員の方からご依頼ありました資料の提供でございますが、休憩中に委員の方にもお話しさせていただきましたが、県企業局の方の評価書内の図書にその資料があるか確認しないで、私、“ご用意いたします”と申し上げてしまいました。一度確認させていただいてから、提供できますかどうか判断させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 その他、ご質問よろしいでしょうか。無ければ、これを持ちまして、山形県企業局の申請に関する内容の確認は終了としたいと思います。お疲れ様でした。
(県企業局退室)

②酒田市申請分

議長 では、引き続きまして、酒田市の申請分について説明をお願いします。

事務局 (説明)

議長 ありがとうございます。では、ご質問のある方はご発言をお願いします。

委員 丁寧な説明をありがとうございます。10ページに発電施設の風車からの埋設線の図が書いてありますけれども、送電には電線を使って、風車から送電施設までも当然、電線を埋設する訳ですけれども、埋設する場所というのは申請書の敷地面積に入っているのでしょうか。

議長 事務局の方でお答えできますか。

事務局 送電線路につきましては、敷地面積の方に入っております。

議長 その他、ご質問ございませんでしょうか。

委員 県営のときと同じ趣旨からですが、事業を適切に実施できるかどうか心配している観点から、総事業費が書かれていないので、総事業費がいくらかであって、そのうち撤去費がいくらになっているのか。同じく、運用期間について教えていただきたいと思います。

もう一点あるのですが、配布していただいた資料の17ページ、全体の平面図のページのところですが、総事業費については、県営と酒田市の費用の分担については、仮設道路の基本的には分担になるのかもしいないかと思っているのですが、その境界はどこになるのか、どこの部分から県営の費用で、酒田市の費用はどこから北に位置するのか、境界線はどこで設定されているのか、費用上どこで設定されているのか教えていただきたいと思います。

もう一点、これは要望になるのですが、撤去計画の中で、基礎部については残すということになっていますが、22ページの改変区域の復旧イメージ図に明確に書かれていないので、残していくんだということを図からわかるように記載されたものに、できれば差し替えてもらいたい。本文中では残しておく書かれています、この図では誤解を与えてしまうので、イメージとしても明確に示してもらいたい。これは、先ほどの県営の方も同じなので、できれば差し替えを行い、明確にしたものの提示をお願いしたい。

議長 事務局の方で、今三点ほどご質問がありましたけれども、お答えできますか。

事務局 一点だけお答えできます。供用期間でございますが、申請書でございますように平成33年1月1日～平成52年12月31日までの期間が運用期間です。他の点につきましては、事業者の方から補足説明していただきたいと思います。

ご質問の確認をさせていただきたいと思います。

一つ目は総事業費がいくらかかるのか。それから、撤去費用がいくらかかるのか。それから、仮設道路の費用分担はどのようになっているのか。

委員 仮設道路の部分だけが県と市の費用分担になるという理解でよろしかったですか。

事務局 その部分も含めて確認いたします。
ご要望ということでございましたが、最終ページの図面に基礎部分が載っていないため、基礎部分を載せた図面に差し替えられないかということでございました。それでは、少しお時間を頂戴したいと思います。3時10分でいかがでしょうか。

議長 それでは、3時10分まで休憩としたいと思います。

議長 (15:10再開 政策推進課入室)
では、再開したいと思います。
先ほどの質問についての補足説明をお願いします。

事務局 酒田市政策推進課の方からご説明申し上げます。

市政策推進課 まず初めに、総事業費についてご質問いただきました。総事業費につきましては、酒田市では約30億円と見込んでいます。続きまして、撤去費用につきましては、概算ではございますが、1億5千万円と考えてございます。続いて3問目いただきました仮設道路の費用分担につきましては、お配りしております資料の17ページの図面によりまして、ご説明申し上げます。仮設道路につきましては、図面下側に山形県が設置を計画している風力発電設備3基ございますが、最も北に位置している山形県の風車から北側につきましては、酒田市で費用を全額負担する考えでございます。山形県の1号機風車の南側につきましては、山形県企業局と酒田市と共用する区間になりますので、費用分担は半々と考えております。

議長 質問者の方、よろしかったでしょうか。

委員 今のご説明だと、山形県の撤去費用が2億円弱と説明がありましたが、酒田市では1億5千万程度であるということですが、撤去については個別の計画として考えているわけですね。当然、合同の事業ではないので、別々に考えるべき。仮設道路を引くルートというのは、設置計画と同じですよ。赤川の方から北に向かって遠い方の酒田市のエリアがなぜ1億5千万円程度で済むのでしょうか。

市政策推進課 大変失礼いたしました。1億5千万円というのは、現在の概算では、建設費の約5%と見込んでおりまして、単純に設備を撤去する費用として考えてございまして、現段階で仮設道路に係る費用は見込んでおりませんでした。あくまでも現段階では建設費の5%という試算ですので、そのような差になったものでございます。

委員 審議ということではないと思っております。申請書に対しての確認をしたかった。撤去計画自体は、ブレードやタワーの部分だけということであれば、撤去計画そのものが無いのではないかと。撤去計画の中に現状復旧のための費用や機材撤去の費用が当然入っていると文章には書かれている。撤去計画書の中には、作業を行うと書かれてますから、作業費を入れての積算をしなければならないでしょうし、先ほどの県の撤去費の概算もブレードの撤去しか入っていないのですか。県からももう一度説明していただきたいと思っております。ブレードとタワーだけの撤去を考えているのであれば、撤去計画に沿った費用の概算ではないということに

なりますので、適切な工事として運用できるのかどうかというのが心配になって
しまう。

議長 何かご回答ございますか。

市政策推進課 撤去費用につきまして、ご質問・ご意見いただきました。繰り返しになりますが、現段階では概算でありまして、現在考えている事業期間が20年と考えてご
ざいます。20年後には、資料に示してありますように撤去及び現状復旧などを
行う予定でおりますが、詳細な費用というのは現時点でなかなかお出しするのは
難しいと思っている。撤去を前提といたしまして、事業期間中に必要となる費用
については、積立などをしていきたいと考えてございます。

委員 ちょっと理解できないんですけども、積算していると話があって、概算はでき
るわけですね。仮設道路があって撤去しなければならないのだから、仮設道路
の撤去費は設置するときの費用と大体同じであると普通は考えられますよね。大
きく条件が変わらない限り。そういう積算はできるわけですね。そういう出来
ることを概算として入れて提示していただきたいと思います。

市政策推進課 現時点での単価などを考慮いたしまして、撤去の際の仮設敷鉄板の費用なども
含めた費用につきましては、改めて持ち帰って検討させていただきたいと思いま
す。

議長 費用については、20年後について積算するのはやや難しいのかもしれませんが。
ただ、今回は環境審議会と景観審議会との合同の会であり、我々はその観点から
議論しなければならない立場だと思っておりますので、積算の話になりますと環境とは、
やや異なりますので、別の立場で、例えば議会でご検討いただくことになるよう
な気がするんですけど、委員いかがでしょうか。

委員 環境審議会だからこそ、適切な事業かどうかという前提がなければ、途中でこ
の事業が放棄された場合、景観も含めて環境的な議論とはいったい何なのかとい
うことになりますので、最低限の前提の条件だと思うんですけど、適切に事業が
実施できますよということは、ですから、その担保が無ければ先に進めないく
らいのベースとなる話だと思います。県の撤去費2億円という概算も含めて、概
算で積算できるわけですから、費用が様々な条件があって変更になる事業はたく
さんありますが、最初の段階では積算はできるわけなので、その時点での状況と
して費用は出してもらいたいと思っています。

議長 今回のご説明を聞いて、我々が色々と確認するということがメインの会となっ
ておりますので、委員の意見は意見として事務局から受け止めていただいて、何
らかの対応なりを考えていただくということではいかがでしょうか。

事務局 貴重なご意見ありがとうございます。今回は申請書に関する説明ということで、
申請書につきましては県で受理されたものでございます。県ではこの内容で良い
ということで通っておりまして、受理された申請書の内容説明をさせていただく
会として開かせていただきました。委員のご意見につきましては、事務局と関係
課で協議させていただいて、対応可能かどうかも含めまして、検討させていただ
きたいと思っています。

委員の方から先ほど、申請書に添付してあります22ページ目の差し替えの話
がありましたが、すでに申請書自体が県に受理されたものでございますので、差
し替えはできないという状況でございます。

議長

では、その他ご質問ございませんでしょうか。無いようであれば、これを持ちまして、酒田市の申請に関する内容の確認は終了といたします。お疲れ様でした。

(4) その他

議長

本日の日程は、終了いたしました。事務局より何かございますか

事務局

本日の内容等につきまして、なお、確認したい点がおありの際は、事務局までお問い合わせ頂きますようお願い申し上げます。また、繰り返しになりますが、来月、それぞれ審議会を開催する予定です。ご足労とは存じますが、ご出席賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長

では、議事はこれにて終了といたします。お疲れ様でした。

7 閉会

午後3時30分 閉会